

宇和島市教育委員会会議録

令和5年3月定例会

令和5年3月22日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年3月22日（水） 午後3時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 A棟会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員
教育部長 片山 治彦、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 児玉 雅人、こども家庭課長 千葉 大悟

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
6. 付議事件
報告第4号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度教育費3月補正予算の要求について)
報告第5号 専決処分した事件の承認について
(令和5年度教育費当初予算の要求について)
議案第15号 宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
議案第16号 宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱の一部を改正する訓令
議案第17号 宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱の一部を改正する訓令
議案第18号 宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
議案第19号 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
議案第20号 宇和島市青少年育成事業補助金交付要綱
議案第21号 宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

7. 説明及び報告事項

- (1) 学校適正規模、適正配置等に係る基本方針の見直しについて
- (2) 吉田地区小学校の統合に伴う共同学校事務室の再編について

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後3時）

◎教育長

それでは、ただいまから3月定例の教育委員会会議を開会いたします。

開催に際しまして、ご挨拶申し上げます。

令和4年度も残すところ10日あまりとなりました。本日は、AIの進歩について4点、資料をお配りしています。

資料1は、3月22日の新聞記事です。

資料2は、3月20日の合田哲雄さんという現在文化庁の次長をされている方のSNSの投稿です。合田さんは、前回と今回の学習指導要領の改訂に大きく関わり、次回の改訂にも非常に大きな影響力を持つであろう方です。

資料3は、3月20日の今村久美さんのSNSの投稿です。今村さんは認定NPO法人カタリバの代表されていて、中央教育審議会の委員もされています。特に不登校問題に関しては、これまでのご経験を踏まえた多くの発言をされています。

資料4は、資料2の関連資料です。後程ご覧いただきたいと思います。

それでは資料1から見てみたいと思います。ポイントとなる部分を朱書きしています。文面は記事そのままです。

記事の見出しは、『「産業革命」を目撃する私たち 突然訪れたAIの革新的進化』となっています。記事を読みますと、「このわずか3ヵ月間でAIに対してユーザーが感じた変化は、おそらく過去10年の変化よりもはるかに大きいだろう。その最も大きな変化は、この新しいAIの急速な社会実装の進展にある。」そのように書いてあります。2ページ目には、私たちにとっても馴染み深いツールですが、「ワードやエクセル、パワーポイントは、いずれも文書や資料の作成、計算等のために多くのビジネスパーソンが日常的に利用する製品である。そこにAIが搭載されるということは、たちまち世の多くのビジネスパーソンの仕事をAIが手伝う時代が

来るといふことだ。」と書かれています。

また、「オンライン会議の内容を Teams が要約して議事録を書いたり、論点整理をしてくれたりする」ということも書かれています。これについて、私も実際に自分で使ってみました。例えば、数枚にわたる文章を 200 字以内に上手に要約してくれます。また、英語の記事を日本語で要約することも可能です。

「英語の動画の内容を AI が日本語で要約解説してくれるということが、既に可能になっている」と書かれています。

3 ページ目には、次のように書かれています。「およそ 30 年前にインターネットが誕生して以来、世の中の情報流通や私たちの生活習慣は大きく変わってきた。それと同じように、あるいはそれ以上に、大規模言語モデルをはじめとしたジェネレーティブ AI の進化は、私たちの仕事や日常生活を大きく変えようとしている。今を生きる私たちがこの瞬間に目撃しているのは、AI が人類の知能を超えて、私たちの生活を大きく変える「シンギュラリティ」であり、シンギュラリティがあらゆる産業や生活を変えていく新たな「産業革命」の始まりと言っても良いだろう。」と。

前回の産業革命は、いわば人工動力が社会実装されたことにより、それまで人間や牛馬などの筋力によって担ってきた役割が、技術によって代替され、自動車・船・発電装置などにより、社会生活が大きく変わりました。

今回の産業革命では、知能を使うという人の役割が、人工知能の社会実装によって代替されていくことが、いよいよ現実のものとなり、さらに急速に進んでいく兆しがあるということ、言っているのだと思います。

資料 2 をご覧ください。

これは SNS の投稿ですが、タイトルは、『4 年後メドの学習指導要領改訂のポイントは、GPT-4 のウソ・偏りを見抜くリテラシーと肌感覚?』となっています。最新バージョンの GPT-4 は性能が相当上がってるようです。

記事の中段には次のように書かれています。

「4 年後をメドに行われる次の改訂を考えるに当たって、この 6 年前の常識を覆した ChatGPT や GPT-4 方は大きな衝撃。これからの学校教育で重視すべきなのは、GPT-4 の自信たっぷりの語り口のなかウソや偏りを見出すリテラシー、それを支える自分なりの知識の地図と思考の軸、問いを立てる力。そして何より、人類が文字を発明してから 5000 年間、特に我が国では学制 150 年の間の「読むこと」と「書くこと」の偏重を乗り越え、ある種の肌感覚、皮膚感覚を回復し大事にすることではないかと感じています。」と。

次のページには投稿に添付された合田さんの新聞記事を載せていますので、後程ご覧ください。

資料 3 を見てください。一部読んでみますと、「もはや情報検索の代替ではなく、コミュニケーションのコンサルですね。もう少し進化したらカウンセリングにも使えるようになるのかもしれない。」と書かれています。また、「叩き台を生成 AI に

作ってもらった上で、人間はそれが使える情報なのか判断し、編集するのが役割になるんだなと理解しました」とおっしゃってます。

また、中央教育審議会では3月8日に次期教育振興基本計画の答申を取りまとめてますが、このAIに関する議論はほとんどされてません。

今村さんは委員をされており、投稿の最後の部分に次のように書かれています。

「この数ヶ月で突然一般認知が広がったChatGPTがあと1年早くでてきていたら、先日まとまって4月からはじまる次期教育振興基本計画がぜんぜん違う危機感の中で議論されていたのではないかと悔やむ。」と。

そのような状況だからこそ、主体的対話的に深い学びの必要性が、これまで以上に高まってきていると強く感じたという私の認識をお伝えして、挨拶に代えさせていただきます。

また、教育長報告については、資料の2ページと3ページをご覧ください。ご覧いただいたような業務に当たってまいりました。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、議案第22号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

この点について、ご賛成いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございます。

それでは挙手全員ですので、議案第22号は非公開で審議いたします。

それでは先に公開議案を審議いたします。

報告第4号について事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

4ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について、令和3年度教育費3月補正予算の要求について、別添のとおり専決処分をしましたのでご報告するものです。

5ページをご覧ください。こちらが、教育費に係る3月補正予算の概要です。3月補正は、今回入札減などによる不用額の減額が主な内容となっていますので、トピックのある課だけ、ご説明いたします。

教育総務課では、5ページの下段歳出の上から4番目の事務局総務事業の使用料及び賃借料1,000千円の増は、再入札に伴う地区別説明会などの影響により、コピー使用料が増額したことに伴い補正いたしました。

それ以外の費目は、事業費の確定や入札減などによる不用額の減額となっています。以上です。

○学校教育課長

学校教育課分については、報告事項は特にございませぬ。

○生涯学習課長

生涯学習課分についても、報告事項は特にございませぬ。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課分ご説明いたします。

歳入の使用料及び手数料については、直近の入場者等を見ながら補正をしているもので、博物館や体育館は入館者や利用者が見込みより減っていますが、宇和島城、畦地梅太郎記念美術館は増えており、その見込みを補正したものです。市町振興イベント助成金は、文化祭のフィナーレイベントで実施した中村仁樹氏コンサートにかかる助成金です。物品販売収入は、宇和島城などの入館者増に伴い物販も伸びているものです。

支出については、博物館費管理事業の報償費の増額は、伊達文化保存会への謝礼金の増額です。保健体育総務事業の80,000千円の貸付金は、ふるさと財団の融資制度を活用した事業で、今回は民間のプール建設についての融資となります。MESSAという会社が、宇和島市保田に建設しているプール建設に関わるものです。吉田町ふれあい運動公園管理事業の負担金補助及び交付金については、指定管理者に対する光熱費の助成を計上しています。

○人権啓発課長

人権啓発課分については、報告事項は特にございませぬ。

○学校給食センター所長

学校給食センター分については、報告事項は特にございませぬ。

○こども家庭課長

資料の一部訂正がございます。委託料のマイナス17万5000円ですが、こちらが正しくは18万6000円です。お詫びして訂正いたします。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第4号について、ただいまの事務局の説明のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で報告第4号は報告どおり承認いたしました。

◎教育長

報告第5号について事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

15ページをお開きください。こちらは令和5年度の教育費の当初予算の概要です。

2月の定例会で、主要事業はご説明していますので、総括の部分の説明のみとさせていただきますと存じます。

16ページをご覧ください。

令和5年度教育費 当初予算の概要です。

左側の上の円グラフは、当初予算のうち教育費が占める割合を示したものです。

教育費40億9,423万1千円、来年の当初予算464億2,000万円のうち8.82%を占めているという状況です。

なお、令和4年度は、教育費69億1,544万7千円、当初予算に占める割合としては14.33%です。

その差、減少内容といたしましては、約28億2,000万円、構成率は約5.5ポイントほど減少していますが、これは吉田統合小学校の建設事業費が約30億円ですので、その分がほとんど影響しているという状況です。

右側の表は、1の教育総務費から8の人権啓発費まで、それぞれの所管が大体これぐらいの金額で予算計上しているというような状況で、一般会計合計で40億9,423万1千円、特別会計5,615千円です。

続きまして、17ページの方、前年度の比較表をお開きください。

こちらは、今ほど8項目の内訳の、令和5年度と令和4年度の比較です。合計の欄をご覧ください。令和5年度が40億9,423万1千円、令和4年度69億1,544万7千円となっており、前年度との差し引き、こちらが先ほど申しました約30億の差です。

次に増額の主なものとして、3番目の中学校費は吉田中学校改築事業の設計委託料が190,000千円、5番目の社会教育費は住吉公民館改築事業314,850千円、6番目の保健体育費は、津島勤労者体育センター、丸山公園多目的グラウンド、南庭球場のLED化工事66,000千円の影響で、増加しています。

以上です。特に各課からPRすべき部分があれば、説明願います。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からお知らせします。伊達博物館の建替事業については、この当初予算では計上していません。そもそも都市整備課での建設事業になっていますが、

そちらにも計上されていません。令和5年度の6月補正、9月補正時に本体附属棟の改築工事予算を計上する予定としています。

◎教育長

新年度の当初予算について、概要の説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第5号について、ただいまの事務局の説明のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で報告第5号は報告どおり承認いたしました。

【こども家庭課長 退出】

◎教育長

それでは続いて、議案の第15号に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

資料18ページから22ページをご覧ください。学校事務については、現在、中学校区ごとに6つの事務室を設置しています。当該事務室及び事務職員は各校区の拠点校に設置及び配置をされており、城東校区のみ例外的に明倫小にある以外は、すべて中学校が拠点校となっています。事務を円滑に推進するための組織体系としまして、共同実施のあり方等について協議を行う「共同学校事務室推進協議会」、事務室の所管区域ごとに区域内の事務運営について検討を行う「共同学校事務室運営委員会」、事務室間及び教育委員会との連絡調整等を目的とする「共同実施運営協議会」、の3つの組織があります。

このたびの改正は、主に「共同学校事務室推進協議会」の構成員として教育部長を加えることと、これまでの規定の中で「その他研修会」として位置づけられていました「共同実施運営協議会」の明文化を図ることを目的としていまして、その他、引用法令の条項の修正、表記の修正等も併せて行うものです。

◎教育長

説明が終わりました。

議案第15号について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第15号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第15号は可決いたしました。

◎教育長

それでは続いて、議案の第16号に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

資料23ページから28ページをご覧ください。このたびの改正は、主に特別な配慮を要する児童生徒を対象に配置している学校教育活動支援員について、実態に即して配置基準等に係る規定の変更を行うとともに、勤務時間及び休憩時間に関する規定の変更により勤務管理の適正化を図ろうとするものです。

なお、第7条について全面的な改正がなされていますが、主に、条文を号立てから項立てに変更したことによるものでして、内容的には、「1日の勤務時間の設定についての変更、休憩時間帯の明記」のみです。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎弓削委員

1日の勤務時間が6時間を超える場合は、45分の休憩時間を与えるものとなっておりますが、これは、例えば1時限目が終わったら何分間の休憩、昼休みは何分間と決めているのでしょうか。

○学校教育課長

労働基準法に基づき、勤務時間によって休憩時間等も決められていますので、それに基づいて学校においても休憩時間を設定しているところです。

◎弓削委員

では学校や支援員さんによって、休憩時間はバラバラということでしょうか。

○学校教育課長

おっしゃる通りです。

◎弓削委員

ありがとうございます。支援員として勤務していると、休憩時間であっても、

少し手伝ってあげようかと思われる方が多いようなので、しっかり休憩時間は取れるよう配慮していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○学校教育課長

その点については、担当者に再確認の上、各学校に周知徹底するようにいたしたいと思います。ご意見ありがとうございました。

◎教育長

他いかがでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。

議案第16号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第16号は可決いたしました。

◎教育長

次に、議案の第17号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

資料29ページをご覧ください。学校運営協議会を主体とするコミュニティ・スクールについて、「宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の規定に応じた適切な運用が図られるよう、同協議会の活動計画書ほか関係様式の新設及び既存様式の見直しのため、改正を行うものです。

また、当該要綱が、設置規則に基づく「運用面での規程」との位置づけであることに鑑み、表題についても、「設置等」の文言を「運営」に改めています。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第17号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第17号は可決いたしました。

◎教育長

それでは続いて、議案の第18号に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

42ページをお開きください。こちらは議案第18号宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。市内在住者の奨学金返済に対する支援を拡充し、移住定住の促進のため、年齢要件、就労要件及び申請回数について、緩和するよう要綱の一部を改正するものです。43ページをご覧ください。左側が現状、右側が改正後です。まず第2条の(3)中小企業者の要件を削除します。次に第4条の(5)のアについて、本市に本社等を有する中小企業者の部分を削除します。44ページをご覧ください。イ、ウについて、本市においての部分を削除します。第6条で、補助金の期間を、「交付を受けた最初の年度から5年間」を「最大5回」と修正します。45ページは以上の変更を踏まえた様式変更で、令和5年4月1日から施行しようとするものです。以上の変更により、従来からの取扱いを変更し、移住定住の促進を図ろうとするものです。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎浅井委員

第6条について、最大5回に変わったとのことでしたが、具体的に説明してください。

○教育総務課長

当該補助金については、奨学金を返済している方が、宇和島市に居住すれば、その前年度に支払った返済額の3分の2を20万円以内で補助する制度で、最大5か年継続すれば、5年掛ける20万円で100万円を交付しています。

今回、転勤等により申請できなくなった方について、その間は保留とし、宇和島に戻られた後に再度残りの部分について支給しようという考えのもと、制度変更を行ったものです。

◎浅井委員

ありがとうございました。

◎教育長

他いかがでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。

議案第18号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第18号は可決いたしました。

◎教育長

次に、議案の第19号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

資料47ページから49ページをご覧ください。当該要綱は、各種部活動等の大会参加に当たり交付する補助金について規定したのですが、昨今の宿泊費の高騰を受け、このたび、宿泊費の単価について増額の見直しを行うものです。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第19号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第19号は可決いたしました。

◎教育長

それでは続いて、議案の第20号に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

50ページをお開きください。議案第20号、宇和島市青少年活動補助金交付要綱について、ご説明いたします。提案理由は、中高生世代の青少年の主体的な活動に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めようとするものです。

次のページをお願いします。この補助金の趣旨は第1条、中高生世代が取り組むまちづくり活動を促進し本市の将来を担う人材育成とまちづくり活動の活性化を図るものです。補助対象者は第2条に規定しています。中高生世代の青少年3人以上の団体を対象とし、責任者または管理監督者として19歳以上の大人2人以上が所属していることを要件としています。

次のページをお願いします。下の方にあります第5条、補助金の額は、対象経費の10分の10、中高生の活動を対象としているため、自主財源に乏しいことを想定し、100%の補助としています。補助限度額は10万円です。

第6条で、事前審査手続きについて。次のページの第7条で、審査の仕組み等について規定しています。審査委員会は教育長を委員長とし、その他教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、そして教育委員の皆様のうち、お一人にも審査委員としてご協力いただきたいと思います。

この審査により認定された活動については、補助を受け実施していくという流れとなります。

この要綱は令和5年4月1日施行としています。また、この要綱の施行と併せて、青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱については、廃止します。

その後のページから57ページまでは様式等を定めています。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎木下委員

どのような事業活動に対して助成するのか、具体的に説明してください。

○生涯学習課長

具体的には、中高生が地域の清掃活動をしようとするときに、その活動に必要な軍手や袋などが必要であれば、その経費を補助するというようなことも想定できますし、もしくは地域の情報発信を目的として、広報誌を作る際に必要となる取材活動経費等を補助しようとするものです。

◎木下委員

ある程度中高生が主体性を持って、社会貢献や地域のために行う活動に対して、助成をするという趣旨でよろしいですか。

○生涯学習課長

はい。おっしゃる通りです。

◎木下委員

中高生が地域に関わっていくことは本当に大事なことだと思いますので、活動内容を精査する必要はあるかと思いますが、活動がスムーズに行くように、助成を行うとよろしいかと思います。

◎教育長

他いかがでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。

議案第20号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第20号は可決いたしました。

◎教育長

次に、議案の第21号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校給食センター所長

58ページをお開きください。議案第21号は宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。この改正要綱は令和5年度の小中学校1食当たりの補助金額を変更するため、要綱の一部を改正し、令和5年4月1日より施行しようとするものです。

59ページをお開きください。新旧対照表を使ってご説明いたします。補助金交付要綱第5条に記した補助金の額について、改正前の令和4年度は、小学校1学期、2学期、3学期、中学校1学期、2学期、3学期それぞれの1食あたりの単価を定めていましたが、改正後は、小学校1食当たり18.4円、中学校1食当たり21.2円に年間を通して補助金額を統一し、食数に応じて、各調理場等に支払おうとするものです。また、この補助金交付要綱の失効日も、令和5年3月31日から令和6年3月31日に1年延長しようとするものです。

◎教育長

説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第21号について、ただいまの事務局の説明のとおり、可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。

挙手全員で議案第21号は可決いたしました。

◎教育長

それでは、次に非公開案件の審議を行います。

◎教育長

議案第22号を上程する。

<議案第22号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。最初は(1)学校適正規模、適正配置等に係る基本方針の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

68ページをお開きください。学校適正規模、適正配置等に係る基本方針の見直しについてです。資料の構成は、1. 現方針について、このうち(1)適正規模・適正配置の基本となる考え方と(2)学校の組み合わせ案、2. 方針の見直し、3. 今後のスケジュールです。

今回、全市的な統合の進め方やその概要について説明いたします。

1. 現方針です。(1)適正規模・適正配置の基本となる考え方を一部抜粋しています。現方針の内容は、1番目に離島以外の全校を対象とし、通学時間等に特に配慮して慎重に検討すること。2番目に、将来的に複式学級解消の見込みがない学校は検討対象とすること。3番目は小中連携を視野に入れ・協議検討することなどです。

2. 方針の見直しです。今回見直しのきっかけとしては、豪雨災害で地元説明を延期して以降、統廃合が進まない状況を議会でも取り上げられています。言い訳にはなりますが、職員数も限られた中、豪雨災害以降、学校維持として災害バスを運

行したり、施設復旧がようやく完成したあと、令和元年度は学校のコロナ対応、臨時休業と学びの保障のため、GIGAスクール構想の実現、運用を余儀なくされ、本年度は突風による被害対応や賠償などそれぞれ、適切な対応を行ってきました。この間、吉田地区の統合を進めることが手いっぱい、現計画を策定いたしました平成29年度から、児童数が著しく、一部の小学校では、当時の組合せのまま統合を進めても、先ほどの複式学級解消が、達成できなくなる場合もあるのではないかと、解消してもすぐに複式が発生する場合も考えられるのではないかと、そのためには改めて、人数推計を踏まえた統合パターンが必要と考えているところです。

そのため、できる限り複式学級の解消を目指しつつ、検討するうえでは特に通学手段・距離・時間についても留意する必要があると考えており、基本方針は前回は踏襲しつつ、一部見直しの必要があると考えています。

なお、見直しにあたりましては「学校再編整備検討委員会」にお諮りし、方針を決定しようと考えています。

69ページをご覧ください。3. 今後のスケジュールです。令和5年度について、①学校長との意見交換を実施、これは第1期から順に行いたいと考えています。その後、②保護者などと意見交換会。③として2つの意見交換会を踏まえた上で見直し案を適宜修正し、④として学校再編整備検討協議会を開催。議会説明の後、地区別の説明会を開催し、修正があれば修正し、基本方針を確定。10月頃に教育委員会に報告し、正式確定という段取りとしたいと考えています。

なお、教育委員の皆様へは進捗があり次第、随時、定例会にてご報告したいと考えています。

70ページは、参考として現方針の組合せ案として記載しており、左の項目は現方針でのそれぞれの学校の、平成29年5月の児童数とカッコ内赤字部分が今の児童数、右側が当時の組み合わせ時の人数比較とその際に試算した平成35年の推計人数です。

71ページの合計欄をご覧ください。5年前の推計で、全体2,921人と90人増加していますが、市内で増加している地区は三間地区47人、宇和津小31人と増加していますが、人数規模の小さい遊子・戸島などは更なる減少が加速しており、こういった傾向は学校毎で異なり、社会的移動による影響が反映していると考えています。

また、本年2月末現在で0歳児がちょうど300人であるという現状もあり、長期的な視点で検討していく必要があると考えています。

◎教育長

説明が終わりました。今後、検討を加速させていきたいと考えています。

本件について、ご意見等あればお願いいたします。

◎浅井委員

三浦小学校について、地域の要望や中学校区等の諸事情はあると思いますが、宇

和海地区の3校と統合する予定はないですか。

○教育総務課長

当初の統合案では目的を達成できない可能性もあるため、複数の統合案をお示しして、それについてご意見を聞きながら、丁寧に進めてまいりたいと考えています。

◎教育長

他にございますでしょうか。

◎木下委員

今回、吉田地区が5つの学校を統合するにあたり、何年も前から学校・保護者・地域の方と相談をして、進めてきました。しかし、統合時期が延びたことで、PTA役員や保護者が変わる事となり、新しい方への説明に時間を費やすことが非常に多い状況です。スケジュールを確認すると、再編計画について、地域に説明に入ってから決定までの期間が短いため、感情的なものも含めて、いろんな問題が出てくると思います。一方で、議会からも言われていますように、早く進めなければならぬ事情もあると思います。

限られた時間ではありますが、地域の方、特に新しく小学校に入る児童の保護者の方々も含めて、丁寧な説明を行っていただくよう、お願いいたします。

◎教育長

地域に対して丁寧に説明し、ご意見を聞きながら、手順を踏んで進めていきたいと思えます。他にございますでしょうか。

◎田村委員

保護者等との意見交換について、方法は学校毎に異なるのでしょうか。

○教育総務課長

その点については、現在検討中です。

◎田村委員

多くの保護者が分かるような方法を検討していただきたらと思えます。

◎教育長

他にございますでしょうか。

◎弓削委員

今後のスケジュールに関して、学校長との意見交換、保護者等との意見交換については、1期・2期・3期に分けて実施するという事でしょうか。

○教育総務課長

そのとおりです。

◎弓削委員

では、対象校については、4月・5月・6月頃には統廃合の話をするということでしょうか。

○教育総務課長

統廃合に向けてご意見をお聞きするという事です。

◎教育長

他にございますでしょうか。では報告事項の2つ目として、学校教育課から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

では、説明及び報告事項資料②という、別紙の資料の1ページをご覧ください。まず、経緯についてご説明いたします。

令和4年7月の学校事務室推進協議会において、学校教育課から、共同実施運営協議会に再編の検討を依頼をしました。しかしながら、9月14日に提出された(2)の①～④の案については、内部協議の結果、優先順位等の明記がないこと等を理由として、差し戻しとしました。再度、12月の校長会等で意見調整を行っていただきましたが、学校教育課に決定を一任するというので、最終案として前回提出した案の再提出となりました。

2ページをご覧ください。次に2. 各案の検討ですが、検討にあたって、4つの前提条件を基にいたしまして、それぞれの案のメリット、デメリットについて考察いたしました。明記していますとおり、それぞれの案にはメリットデメリットがあります。課題と考察としまして、地理的条件については、島嶼部や宇和海地区への訪問を行っていること等から、存続を判断する上で距離については主たる理由にはならないと考えました。事務職員の役割については、市が配置していますスクールサポートスタッフの活用、事務職員本来の職務内容等から、学校への参画等は本来の業務ではないと考えました。

次のページをご覧ください。人員配置及び運営体制について、吉田の単独存続となると、吉田に人員を配置することにより他の事務室の人員が減ることの影響及び吉田についても職員配置された2名へ大きな負担が考えられるところです。

市全体の共同実施体制について、吉田が単独で存続する場合は、2校のみとなり、共同実施体制が不均衡となる恐れがあります。また、城北に統合した場合は、全体的な偏りを生じる恐れがあります。

以上のような理由の他に、建築コストの抑制を含めて、令和7年度から三間共同学校事務室を吉田共同学校事務室に統合する案を教育委員会案としています。

○教育部長

今の説明の中で一部訂正がございます。資料2ページの一番下の丸のところ、説明の中では、事務職員が学校経営の参画は本来業務ではないという説明となってきましたが逆です。本来は学校経営への積極参加が求められているのですが、実態としてなかなか参画できていないということが課題であるということです。お詫びして訂正します。

◎教育長

学校数、或いは児童数の規模に基づき、事務職員の人数が、基準に則って決定される、つまり、学校数が減ることによって削減される。ただ削減された人数の配置

については、市教委に任されているため、このような検討を行ったということですね。

○学校教育課長

はい。おっしゃられた通りです。

◎教育長

この件について、ご質問等ございますでしょうか。

◎高山委員

令和7年度から三間共同学校事務室を吉田共同学校事務室に統合するということは小学校の統廃合とは切り離して考えるということによろしいでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりです。

◎教育長

他にございますでしょうか。

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

○教育総務課長

吉田統合小学校等建設工事にかかる安全祈願祭がいよいよ行われるというニュースです。吉田統合小学校の建設工事の受注者主催による安全祈願祭が、3月27日、月曜日、10時半から吉田中学校のグラウンド内で行なわれることになっています。受注者は、建築工事については、合田・兵頭共同企業体、電気工事は近藤・小関共同企業体、衛生・空調工事については、株式会社四電工、設計監理業務委託については、株式会社綜企画設計が受注者です。

なお、出席者については市長以下市関係者と議会関係者、学校関係者及び地元の関係者で構成されています。教育委員会からは、地元の木下委員に参加をお願いしているところです。工事概要、完成図のイメージ及びスケジュールに関しては、資料に記載している内容でプレスリリースを行っています。

◎教育長

特にご質問等なければ、次に移ります。

○学校教育課長

73ページをご覧ください。バッグチャームについてご説明をいたします。目的としましては、「真珠のまち宇和島」を担う次世代の若者のシビックプライドを醸成すること及び市内外へのPR促進、ひいては後継者の発掘・育成への寄与です。

内容としましては、みかんの木と真珠を材料として製作しましたキーホルダー、バッグチャームを令和5年度は市内全小学生に配付します。また、令和6年度からは、1年生のみの入学記念とします。

バッグチャームを入れる袋は、視覚障が者の方や福祉施設の方が、点字新聞を再利用しまして作製しました、通称「まんてんぶくろ」に、メッセージ付きのしおりと一緒に入れて配付します。

また、真珠養殖及び柑橘生産の特徴等の概要資料もバッグチャームと一緒に配付しまして、その折に、各学級担任が内容について説明をすることを通して、児童にバッグチャームに込められた思いや願いを理解させるとともに、宇和島市の産業に興味関心を持ってもらいたいと考えています。

◎教育長

私もこれを作ってくださった方から直接お話聞いたのですが、本当に熱い気持ちを込められておりまして、そういった地域の人たちの思いが伝わるといいなと思っています。特にご質問等なければ、次の74ページ移ります。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課から全日本大学選抜相撲宇和島大会の4年ぶりの開催をお知らせします。4月29日に4年ぶりに大会を開催し、大学生のトップ選手たちに宇和島に集まっていただきます。会場を闘牛場から、市の総合体育館に変更しておりますので、コンディションは良くなるのかなと思っています。教育委員の皆様には招待状が行くと思いますが、席の購入等も含めまして、是非とも皆様にお声掛けをいただいて、ご購入に協力いただければと思っています。

◎教育長

この件について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
では、全体を通して、何かありますでしょうか。

◎田村委員

最近小学校の遊具に使用禁止と貼ってあるのがよく目につくのですが、今どのような状況になってるのかと、今後、修繕するのか、もしくは撤去するのか、どのように対応していくのかを教えていただけたらと思います。

○教育総務課長

教育総務課です。この件については、3月議会の委員会でも同様のご質問がありました。今年度は先週頃に法定点検がすべて終わったところですので、その法定点検に基づき、更新するのか撤去するのかを検討したいと考えています。当然、学校によって状況はまちまちで、遊具がたくさんあるところと少ししかないところで、同じ数を撤去してもいけないという場合もありますし、予算も限られていますので、我々としてはどの部分をどう修繕するか、もしくは購入するのかという方針を今後決めたいと考えています。

◎田村委員

学校によってはほとんどの遊具が使えない場合もあり、保護者の方も不満を持っているようです。入ってきている遊具もあるようですが、やはり、学校内で赤いテープで危険や、立ち入り禁止と書かれている状況は、子どもたちがとてもかわいそ

うに思いますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

◎木下委員

今度、吉田5地区の小学校が統合された後の遊具については、原則として全て撤去する方針でしょうか。地域の方から話がありましたので、お聞きしたいのですが。

○教育総務課長

その取り扱いについては、まだ詳細は決まっておられません。ただ、遊具の点検についての考え方としては、例えば保育園や学校であると、特定の方が使用される状況ですので、使用に関して少し基準が緩和されるというルールがあります。一般の公園のように不特定多数がいつでも入るような場所であれば、基準は厳しくなります。その点についても整理した上で、跡地の利活用の中で検討する必要があると考えています。

◎木下委員

今後、小学校の跡地利活用の検討委員会も開催されますので、そのときまでにはある程度明確な方針を出していただくよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

他にございますでしょうか。

次回の定例会の日程の調整ですが、今後調整させていただきます。

(後日日程調整により、教育委員会4月定例会を4月26日に開催することに決定する。)

最後にこの3月をもって退職される児玉給食センター所長に一言ご挨拶いただきたいと思います。

○学校給食センター所長

退職の挨拶を行う。

(5) 閉会宣言 (午後4時30分)

◎教育長

それでは以上もちまして、3月定例の教育委員会会議を閉会いたします。